

## (資格の公示)

北海道十勝総合振興局告示第84号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和8年9月11日

北海道十勝総合振興局長 鈴木 章代

### 1 資格及び調達をする役務等の種類

令和8年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

#### (1) 契約

令和8年9月11日に一般競争入札の公告を行う 十勝総合振興局帯広建設管理部各出張所管内道路除排雪業務

#### (2) 資格

十勝総合振興局帯広建設管理部各出張所管内道路除排雪業務に関する資格（以下「資格」という。）

#### (3) 役務等の種類

- ① 帯広建設管理部事業課管内 除排雪業務
- ② 大樹出張所管内 除排雪業務
- ③ 鹿追出張所管内 除排雪業務
- ④ 足寄出張所管内 除排雪業務
- ⑤ 浦幌出張所管内 除排雪業務

### 2 資格要件

入札参加希望者は、単体企業、中小企業協同組合等（中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律の規定に基づき設立された協業組合。以下「中小企業組合」という。）、又は特定除雪業務共同企業体であって、単体企業にあつては(1)の要件を、中小企業組合にあつては(2)の要件を、特定除雪業務共同企業体にあつては(3)の要件をすべて満たしていること。

#### (1) 単体企業の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ウ 競争参加資格確認申請等の提出期限の日から開札の時までの期間に北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - (7) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - (ロ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。
  - (7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - (ロ) 雇用保険法（昭和49年法律116号）第7条の規定による届出

- ク 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち一般土木工事又は舗装工事の資格を有すること。
- ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- コ 十勝総合振興局管内に主たる営業所(建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第一号又は別紙二(2))の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。)を有する者であること。
- サ 過去5年間(令和3年度以降)に継続して3年以上、北海道、国、又は市町村が管理する「道路法(昭和27年法律第180号)上の道路」の除雪業務を元請けとして受託した実績を有している者であること。なお、共同企業体として受託した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- シ 当該地域に精通したオペレーターを配置できること。
- ス 別紙「使用機械一覧表」に掲げる機械と同等、もしくは同等以上の性能の機械を配置できること。
- セ 本業務の入札に参加する者は、特定除雪業務共同企業体、又は他の中小企業組合の組合員として参加する者でないこと。

(2) 中小企業組合の要件

- ア 中小企業組合は、定款において、道路の除雪業務の共同受注を目的とし、十勝総合振興局管内に主たる事務所を定めていること。
- イ 中小企業組合は、(1)のアからキまで、シ、スの要件をすべて満たしていること。
- ウ 中小企業組合は、次の(7)又は(4)のいずれかの要件を満たしていること。
  - (7) 過去5年間(令和3年度以降)に継続して3年以上、北海道、国、又は市町村が管理する「道路法上の道路」の除雪業務を元請けとして受託した実績を有している者であること。ただし、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有する組合にあっては、当該組合の指定する組合員の1者以上がその要件を満たしていること。
  - (4) 過去5年間(令和3年度以降)に、北海道、国、又は市町村が管理する「道路法上の道路」の維持補修業務、又は道路管理パトロール業務を元請けとして受託した実績を有する者で、かつ、組合員の1者以上が過去5年間(令和3年度以降)に、北海道、国又は市町村が管理する「道路法上の道路」の除雪業務を元請けとして受託した実績を有している者であること。なお、共同企業体として受託した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- エ 中小企業組合の組合員は、(1)のア、イ、エからキ、及びケの要件をすべて満たし、かつ、1者以上が(1)のクの要件を満たしていること。
- オ 中小企業組合の組合員は、全てが北海道内に主たる営業所(建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第一号又は別紙二(2))の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。)を有し、かつ、十勝総合振興局管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であり、中小企業組合の組合員の過半数が十勝総合振興局管内に主たる営業所(建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第一号又は別紙二(2))の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。)を有すること。
- カ 中小企業組合の組合員は、本業務の入札に単体企業、特定除雪業務共同企業体、又は他の中小企業組合の組合員として参加する者でないこと。

(3) 特定除雪業務共同企業体の要件

- ア 特定除雪業務共同企業体は、(1)のシ、及びスの要件を満たしていること。
- イ 特定除雪業務共同企業体の構成員は、(1)のアからコの要件をすべて満たしていること。
- ウ 特定除雪業務共同企業体の構成員のいずれかが、(1)のサの要件を満たしていること。
- エ 特定除雪業務共同企業体の構成員の数は、2社又は3社であること。
- オ 代表者は出資比率が構成員中最大であること。
- カ すべての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。
- キ 特定除雪業務共同企業体の構成員は、本業務の入札に単体企業、中小企業組合、又は他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和8年9月11日（金）から令和8年9月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間に行わなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称

北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室入札契約課

イ 提出先の所在地

北海道帯広市東3条南3丁目1番地

#### 4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

#### 5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免除、登録等を擁する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。